次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の 部を改正する法律(概要)

母子家庭及び 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、 一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、 児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。 育成支援対策推進法の有効期限の延長、 父子家庭に対する支援の拡充、

主な改正事項

1. 次世代育成支援対策の推進・強化(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

(法律の有効期限の延長)

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

(新たな認定(特例認定)制度の創設)

- ② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業主のうち、 特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、
- ・厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度を創設
- 特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を 義務付ける

部改正) 児童扶養手当法の (母子及び寡婦福祉法、 ひとり親家庭に対する支援施策の充実

(母子家庭等に対する支援の拡充)

- 等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金(※)等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭
- 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。 X

(父子家庭に対する支援の拡充)

② ①に加え、父子福祉資金制度(父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度)の創設等、父子家庭に対する支援を 拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(児童扶養手当と年金の併給調整の見直し)

児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養 部を支給する。 手当の額の一

2については平成26年10月1日 (③については平成26年12月1日) 1については平成27年4月1日(①については公布日)

次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント (平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法)

0年間の

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
 - 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

行動計画策定指針

- 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。
- (例) 一般事業主行動計画:計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に 関する取組を記載

事業主行動計画の策定・届出

地方公共団体行動計画の策定

認定制度の

充実

現行の

充実•強(内容を 指針の

- 一般事業主行動計画(企業等)
- ・大企業(301人以上):義務
- •中小企業(101人以上):義務(23年4月~)
- •中小企業(100人以下):努力義務

制度の創設

たな認定

特例認定



→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、 計画の内容・実施状況の公表、定期的な 評価・見直し等

2都道府県行動計画

①市町村行動計画

策定支援等

た実績公表

の枠組みの

油品

計画の策定 届出に代え

②特定事業主行動計画(国·地方公共団体等)

施策・取組への協力等

次世代育成支援対策推進センタ

業主団体等による情報提供、相談等の実施 冊

次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、 社会福祉・教育関係者等が組織

青丸 : 今後の省令及び指針の見直しに係る検討内容 今回の改正法による改正内容、 . . 非为 ×

ひとり親家庭支援施策の主な改正事項

仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長 「子どもの貧困」対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策を強化。 ひとの親が就業し、 また、 ておるよう、 ※ 平成22年の児童扶養手当法改正法附則の施行3年後の検討規定に基づく見直し。

母子及び寡婦福祉法の改正

、ひとり親家庭への支援体制の充実

 $oldsymbol{O}$ 母子家庭等が地域の実情に応じた最も適切な支援を総合的に受けられるよう、 $oldsymbol{1}$ 都道府県・市等による $oldsymbol{z}$ 措置の計画的・積極的実施、 周知、支援者の連携・調整、②母子・父子自立支援員(*3(2)参照)等の人材確保・資質向上、③関係機関による相互協力について規定。

2. ひとり親家庭への支援施策・周知の強化

- (1) 就業支援の強化
- 高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化。
- (2) 子育て・生活支援の強化

子どもへの相談・学習支援、ひとり親同士の情報交換支援等に係る予算事業を「生活向上事業」として法定化。 保育所入所に加え、放課後児童健全育成事業等の利用に関する配慮規定を追加。

(3) 施策の周知の強化

就業支援事業、生活向上事業に支援施策に関する情報提供の業務を規定。

3. 父子家庭への支援の拡大

- (1) 法律名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。父子家庭への福祉の措置に関する章を創設。
- (2) 母子福祉資金貸付等の支援施策の対象を父子家庭にも拡大するほか、母子自立支援員、母子福祉団体等や基本方針、自立促進計画の 規定に父子家庭も対象として追加し、名称を「母子・父子自立支援員」、「母子・父子福祉団体」等に改称。

児童扶養手当法の改正

- 4. 児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し
- 〇 公的年金等を受給できる場合の併給制限を見直し、<u>年金額が手当額を下回るときはその差額分の手当を支給</u>。

施行期日

- (1) 1~3については、平成26年10月1日に施行。
- (2) 4については、平成26年12月1日に施行(平成27年4月に、平成26年12月から平成27年3月までの4ヶ月分の手当が支給される)。